破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市元中野町４丁目13番24号
ジェーハイツ元中野206号
債務者　岡田　博隆
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５００号
仙台市泉区寺岡４丁目６番地の23
債務者　鎌田　文枝
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
仙台市青葉区立町26番26―304号
債務者　熊谷　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
宮城県気仙沼市唐桑町崎浜248番地４
債務者　片桐多和子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第３２号
静岡県掛川市本郷242番地の６
債務者　沢村　孝弘
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１６２４号
名古屋市中区千代田３丁目30番３号　ヴィラカレッジ千代田202号
債務者　野田　宏嗣
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１丁目46番地　雇用促進住宅ひの宿舎２棟502号
債務者　平野　敬三
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３４２４号
奈良市あやめ池南７丁目555番地の45Ｂ、前住所大阪府大東市大東町３―４　玉田文化２Ｆ―１
債務者　鞆田　浩一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２１号
大阪市淀川区塚本４丁目14番18号　ツカサハイツ102号
債務者　立花　了子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９９号
大阪府豊中市庄内東町２丁目７番18―605号
債務者　田原　信博
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７７号
大阪市東成区大今里３丁目２番９号
債務者　大野　洋史
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１７号
大阪府箕面市坊島１丁目９番２号
債務者　西村　政光
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２５号
大阪府茨木市松ケ本町４番41号　上田マンション301号
債務者　繁友　　基
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８９号
大阪府大東市朋来２丁目27番1103号、前住所大阪府大東市御領３丁目12番10号
債務者　西谷　芳子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０２号
神戸市長田区二葉町２丁目８番１号　北川ビル301号
債務者　義　　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３４号
兵庫県西宮市枝川町16番109―102号
債務者　栗本　　登
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市西立花町５丁目７番　今北改良住宅（２）２棟403号、住民票上の住所兵庫県尼崎市立花町４丁目15番１号　ステップイン立花　101
債務者　材木のぞみ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係